

05874P-00

2015

一 発 合 格

# 行政書士

はじめてテキスト

法令科目が  
苦手な人必見!

学習スタートの  
頼れる  
1冊!

- 試験範囲の【基礎知識】を網羅
- 豊富な図解でみるみる理解できる!



TAC 行政書士講座

TAC出版

## はじめに

行政書士は、「街の法律家」として、非常に人気の高い国家資格です。試験制度の改革によって、従来に比べて、より法律専門職の士業になりました。

この行政書士になるためには、まず試験に合格しなければなりません。行政書士試験は、いわゆる国語・社会などの一般教養からも出題があり、また、出題の中心となる法律科目も全5科目あります。それゆえ、出題範囲の広い国家試験といえます。しかし、問題の難易度は他の法律系国家試験に比べて、決して高くはありません。ただし、効率的・戦略的に学習を進めて、最短距離の学習をしなければ、合格はできません。なぜならば、行政書士試験の受験者には、社会人の方が多く、1日1～2時間という限られた時間内で受験勉強をしておられるのが実状だからです。

この最短距離での合格の第一歩となるのが本書です。本書は、生まれてはじめて法律を学習される方を対象にした、法律科目を中心とした入門書です。まずこの本からスタートしてください！

この本を手にとった皆さんのなかには、まだ受験そのものを迷っている方もいらっしゃるでしょう。そこで、本書は学習スタート段階で、本当に基本のところについてしっかり理解できるよう、全力を注いで書きました。必ずしや合格への道標になることと確信しています。

行政書士の本試験は、毎年、11月の第2日曜日に実施されます。皆さんがベストコンディションで試験に臨まれ、晴れて合格の栄冠を勝ち取られることを、心よりお祈り申し上げます。

# CONTENTS

1	本書の特徴と使い方	vi
2	一発合格シリーズの紹介	viii
3	試験概要	x

## 第 1 章

### 基礎法学

1	法とは何か	2
2	法の種類	4
3	法律用語	5

## 第 2 章

### 憲 法

1	憲法とは何か	10
2	統治機構	12
3	基本的人権	29

## 第 3 章

### 民 法

1	民法とは何か	50
2	総 則	52
3	物 権	83
4	担保物権	99
5	債権総論	110
6	債権各論	128
7	親 族	149
8	相 続	162

## 第4章

# 行政法

- 1 行政法とは何か ..... 172
- 2 行政組織法 ..... 174
- 3 行政作用法 ..... 182
- 4 行政救済法 ..... 208
- 5 地方自治法 ..... 255

## 第5章

# 商法・会社法

- 1 商法 ..... 280
- 2 会社法 ..... 287

## 第6章

# 一般知識

- 1 政治経済社会 ..... 300
- 2 情報通信・個人情報保護 ..... 309
- 3 文章理解 ..... 321

INDEX ..... 322

# 1

# 本書の特徴と使い方

本書は、はじめて行政書士試験を受ける方を対象にして、各科目の体系と全体像をしっかりと理解いただけるような構成になっています。

また、ある程度学習が進んでいる方にとっても、理解をよりいっそう深めるために基礎を確認することは重要ですので、本書で再確認をしてください。



**議院の権能のまとめ**

- 議員の逮捕の許諾を与え、釈放を要求する権利
- 議員の懲罰権（除名するなど）
- 議員の資格争訟の裁判権（議席を失わせるなど）
- 議院規則（衆議院規則・参議院規則）の制定権
- 国政調査権の行使
- 秘密会（国民に会議を見聞させない会）を開く権利
- 国務大臣の出席を求める権利

2 ▶ 統治機構

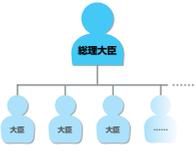
律などを使って政治、つまりさまざまな活動を行うことです。  
そして、憲法は国会と内閣との関係について、内閣が国会を土台として活動するという**議院内閣制**をとっています。



**(2) 内閣の組織**

内閣は、トップ（首長）である**内閣総理大臣**と、**その他の国務大臣**で組織されます。その他の国務大臣には、財務大臣、外務大臣、法務大臣などがいます。内閣＝内閣総理大臣＋その他の国務大臣、ということになります。

そして、内閣総理大臣は、他の国務大臣より上の地位にあります。内閣のナンバー1です。ちなみに明治憲法（戦前の憲法）では、他の国務大臣と同格でした。



**4 内閣**

次に、内閣について見てみましょう。具体的には、内閣総理大臣や国務大臣などをイメージするとよいでしょう。

(1) 行政権  
内閣は、行政権を行使します。ここで行政権とは、国会が作った法

各項目の重要ポイント・例外など、試験で問われやすいところをまとめて記載しています。記憶するようにしましょう。

適宜、関連するイラストを入れています。具体的にイメージして、理解するための補助としてください。

対比したり、まとめて確認した方が理解しやすい内容を図表でまとめています。本文を理解するときの補助になります。

た、危険な外国人もいますので、日本の治安を守るために入国や在留の権利も認められていません。

**法人の人権**  
 会社が行う政治献金 ○  
 一会社にも政治的意見がありますので、人間と同様に認めています。

人権では、判例の出題が中心となります。そして、人権の主体では、外国人の人権がよく問われます。まず、政治活動の自由と入国の自由・在留の権利について、判例の考え方を覚えておきましょう。

**演習問題**

基本的人権の保障は、わが国に在留する外国人に対しては及ばないので、わが国の政治的意思決定に影響を及ぼすような政治活動の自由についてまで保障されているわけではない。

**解答** → ×

**解説** 前半が誤りです。基本的人権の保障は、わが国に在留する外国人に対しては及ばないわけではないからです。なお、後半は正しい内容です。その他、入国や在留の権利も保障されません。

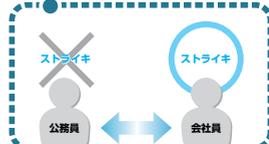
それでは次に、日本国民についても見てみましょう。日本国民には、人権が保障されると述べましたが、特殊な例もあるのです。日本国民の中で、一般の人とは違う特殊な立場にある人たちはどうでしょうか。

3▶ 基本的人権

公務員と在監者（ざいがんしゃ、刑事収容施設に入っている人）の人権が問題になります。

**判例**

ストライキ



公務員

ストライキ



会社員

公務員の人権  
 政治活動の自由 △（制限される）  
 労働基本権 △（P46参照）  
 →公務員が特定の政党を支持すると政治的中立性が疑われます。また、ストライキなどをすると行政がストップしてしまいます。  
 そこで、民間の会社員とは違って、それぞれ制限されています。

在監者の人権  
 喫煙 ×  
 新聞の閲読 △  
 →タバコは吸えません。また、刑事収容施設内が大混乱するような危険な記事は読ませないこともできます。

(3) 人権の制約  
 憲法は、私たちの人権が公共の福祉のために制約されるとしています。人権は保障されるけれど、なんでも許されるわけではない、ということです。

ここまでで学んできたことを確認します。この演習問題で問われていることは、必ず押さえましょう。

憲法・人権の出題の中心である判例を、試験で問われやすい内容（結論）を中心にまとめてあります。

# 2

## 一発合格シリーズの紹介

以下では、「一発合格シリーズ」の内容とその効果的な使い方を紹介します（なお、書名等は変更される場合があります）。各書籍の特徴をよく理解して、効果的な学習をしてください。

### 入門期

#### はじめてテキスト

試験全科目の概略を説明した、行政書士試験対策の入門書です。豊富な図表とわかりやすい解説で、体系と全体像をしっかりと理解できます。

#### 判例集

憲法、民法、行政法、商法の、試験によく出る重要判例を厳選して収録。わかりやすいポイント解説で内容を理解し、さらに練習問題でポイントをおさらいできます。

### 実力養成

#### 合格テキスト

合格に必要な知識を満載した基本書です。1テーマ見開き2ページなので効率よく学習でき、合格に必要な不可欠な基本事項・重要事項がしっかりと身につきます。

#### 過去&厳選問題集

得点力をアップする良問を厳選して収録しています。各問題に「合格テキスト」の参照ページを記載していますので、確認しながら学習を進められます。

## 過去5年 本試験問題集

5年分の本試験問題を年度別に収録しているので、実力チェックを行えます。確実に正解したい問題を明示しているので、不得意分野の克服に最適です。

## 肢別問題集

一問一答式で法令科目の過去問題を収録。肢ごとに重要度ランク・復習ポイントを記載し、肢を切るポイントを明示しているので、効率的な学習が可能です。

過去  
問  
演  
習

## 記述式解法 テクニック

過去問題を題材に、記述式問題の解法テクニックを徹底的にマニュアル化しています。本試験で狙われるであろうテーマも公開・解説しています。

## 記述式問題集

過去+予想問題で、記述式問題の重要論点を網羅しています。解答例のキーワードを明示しているので、確実に部分点が取れる学習ができます。

記  
述  
式  
対  
策

## ラストスパート行政書士 直前予想問題集

出題傾向を徹底分析した予想問題を3回分収録しています。問題部分は取り外し式になっているので、本試験のシミュレーションが行えます。

## 完全無欠の 直前総まとめ

法改正に対応した要点整理テキストです。条文、判例だけでなく図表も豊富に掲載しているので、直前期の総まとめに最適です。暗記用赤シート付き。

直  
前  
期

合 格

# 3

## 試験概要

### 1 試験科目と合格基準点

試験科目は、大きく分けて、法令等と一般知識等の2分野です。

法令等は、基礎法学、憲法、民法、行政法、商法の5科目計46問です。一般知識等は、政経社会、情報、文章理解（現代文）の3科目計14問です。したがって、試験全体では合計60問です。

出題形式は、5肢から答えを選ぶ「択一式」と、空欄の答えを選ぶ「多肢選択式」、40字程度の記述をする「記述式」の3形式です。全60問中、54問分が5肢択一式で、残りの6問分が、法令のみで出題される多肢選択式3問と記述式3問です。

配点は、出題形式により異なり、択一式が1問4点、多肢選択式が1問8点、記述式が1問20点です。

法令等と一般知識等の2分野の配点は、法令等で244点、一般知識等で56点、よって試験全体では300点満点になります。

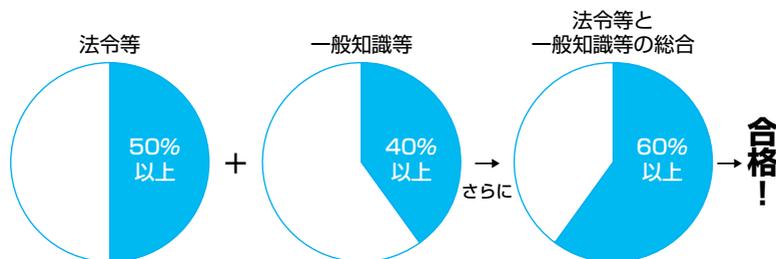
#### 【行政書士試験の出題傾向】

	科目名	5肢択一式 (1問4点)	多肢選択式 (1問8点)	記述式 (1問20点)	配点
法令	基礎法学	2問	—	—	8点
	憲法	5問	1問	—	28点
	行政法	19問	2問	1問	112点
	民法	9問	—	2問	76点
	商法	5問	—	—	20点
一般知識	政治・経済・社会	7問	—	—	28点
	情報通信・個人情報保護	4問	—	—	16点
	文章理解	3問	—	—	12点
合計		54問	3問	3問	300点

まずはじめに知っておかなければならないのが、合格基準点です。行政書士試験では合格基準点の制度が採用されています。そこで要求

される合格基準には、次の3つの条件があり、これをすべてクリアすることが必要となります。

- |        |            |
|--------|------------|
| ①法令等   | 50%の122点以上 |
| ②一般知識等 | 40%の24点以上  |
| ③試験全体  | 60%の180点以上 |



## 2 科目別の目標点

上記の合格基準点を睨んだ上で、現実的な科目別の目標点を設定しましょう。実際の試験問題では、科目間の難易度の格差が非常に大きいからです。

まず、法令等では、基礎法学50%、憲法90%、民法50%（一番難しい）、行政法70~80%（一番出題数が多い）、商法60%です。これで、法令等で65%弱の得点ができます。法令等の基準点をクリアしています。

次に、一般知識では、政経社会30%（準備が困難）、情報80%、文章理解70%です。これで、一般知識で40%強の得点ができます。一般知識の基準点をクリアしています。

最後の試験全体は、以上の2分野の足し算ですので、当然、60%以上、得点しています。これで、試験全体の基準点もクリアしています。

以上で、合格です！

- |        |       |
|--------|-------|
| ①法令等   | 65%弱  |
| ②一般知識等 | 40%強  |
| ③試験全体  | 60%以上 |

### 3

## 受験資格と日程等

#### ① 受験資格

年齢，学歴，国籍等に関係なく，誰でも受験することができます。

#### ② 試験日および時間

例年，11月第2日曜日。午後1時から午後4時までです。

#### ③ 受験申込み

例年，8月上旬から9月上旬まで。郵送による申込みとインターネットによる申込みがあります。

#### ④ 試験結果の発表

例年，本試験翌年の1月下旬に公示されます。

### 4

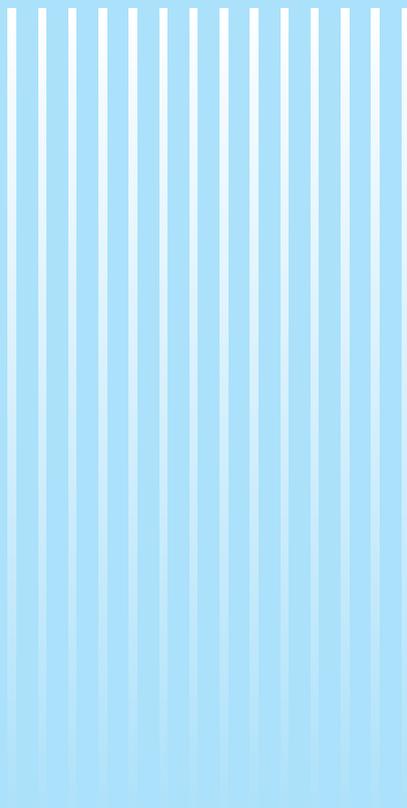
## 過去の合格率データ

行政書士試験の過去10年間の合格率の推移は，以下の表のとおりです。

	受験者数	合格者数	合格率
平成16年度	78,763人	4,196人	5.33%
平成17年度	74,762人	1,961人	2.62%
平成18年度	70,713人	3,385人	4.79%
平成19年度	65,157人	5,631人	8.64%
平成20年度	63,907人	4,133人	6.47%
平成21年度	67,348人	6,095人	9.05%
平成22年度	70,586人	4,662人	6.60%
平成23年度	66,297人	5,337人	8.05%
平成24年度	59,948人	5,508人	9.19%
平成25年度	55,436人	5,597人	10.10%

# 第1章

# 基礎法學



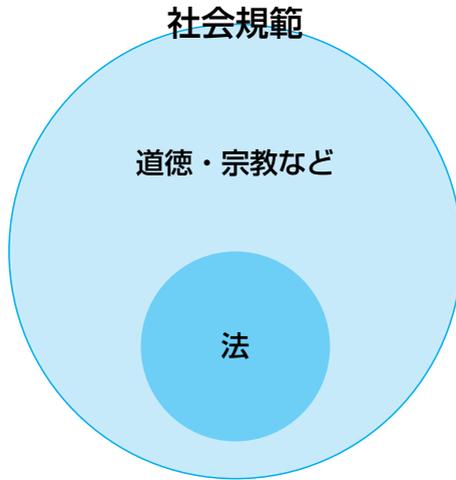
# 1

# 法とは何か

行政書士試験の出題科目だけみても、憲「法」、民「法」、行政「法」、商「法」…、というように「法」と名のつくものがたくさんあります。

この本は入門書ですので、まず法律学の基礎全般が出題範囲となる**基礎法学**からスタートします！ なお、基礎法学は、本試験でも、毎年、全60問中の最初の問題1・2で出題されています。

それでは法とは何でしょうか。その答えは、法とは、社会規範（社会のルール）の一つで、最強のものです。社会規範として、ほかに道徳、宗教なども挙げられます。人を殺してはならない、物を盗んではならない、などは人間として当たり前の道徳です。殺人の例で考えましょう。人を殺すことは、もちろん道徳にも反します。ただ、それは人を殺してしまったという心の中での後悔にとどまります。これに対して、殺人罪という法に違反した場合、死刑にされることもありますね。このように、法は、違反した場合に国家による**サンクション**（制裁という意味）が予定されていることから、最も強力なルールであるといわれます。しかし、不倫は道徳的には悪いことであっても、刑罰は科されません。道徳と法は違います。



### ● 演習問題 ●

解ける  
かな

社会規範の中で、法に違反した場合には、国家によるサンクシオンが予定されている。

解答 → ○

解説

この法の特徴は、本試験にも出題されています。サンクシオン=制裁、を覚えておきましょう！ 最も極端な具体例は、殺人に対する死刑制度です。

# 2

## 法の種類

それでは次に、法の種類について見てみましょう。

法には、**成文法**と**不文法**の2種類があります。

成文法（制定法ともいう）とは、文章で書かれた作られた法をいいます。

これに対し、文章で書かれていない法を不文法といいます。社会で長年にわたり行われてきた慣習を法と認める慣習法などがその例ですが、今は気にしないでください。

成文法が本試験の出題科目になっていますので、ここでは成文法について見ます。具体的には、憲法・法律・条例など、いろいろなものがあります。

### 1 憲 法

国の政治の基礎について書かれた法で、日本国憲法がその例です。

### 2 法 律

国会が作る法です。試験科目でいうと、民法、行政手続法、行政不服審査法、地方自治法、商法などがその例です。

### 3 条 例

地方公共団体（都道府県・市町村など）が作る法です。

\* 3つの法の強弱は、憲法>法律>条例の順です。

## 3

## 法律用語

さらに、法律用語について、少し紹介しましょう。法律用語は、日常生活と同じ言葉でも、まったく違う意味で使う場合やより厳密な意味で使う場合が多いので、慣れることが必要だからです。

## 1 善意・悪意

法律用語としての「善意」とは、単にある一定の事実を知らないことを意味し、「悪意」とは、ある一定の事実を知っていることを意味します。日常私たちの使うような、良いこと、悪いことといった倫理的な意味はありません。たとえば、皆さんの友達のうちで、行政書士試験のことをA君が知らない場合、Aは行政書士試験について善意であるといい、Bさんが行政書士試験のことを知っている場合、Bは行政書士試験について悪意である、と表現します。

法律のイロハといわれる言葉ですので、この瞬間に覚えてしましましょう。

善意→不知（知らないこと）

悪意→知（知っていること）

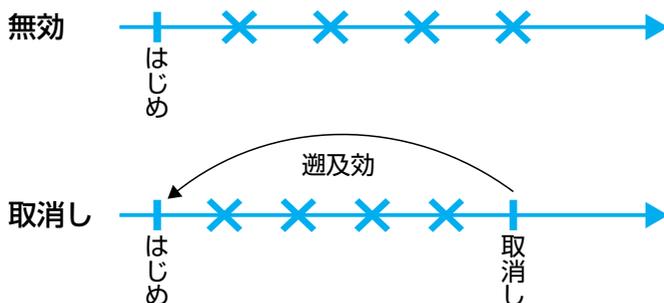
## 2 対 抗

「対抗する」というのは、互いに競争することではなく、法律用語では、「主張する」ことを意味します。したがって、～を対抗できるというのは、～を主張できる、つまり、～を言えるということになります。たとえば、所有権を対抗することができるとは、所有権を主張

できる、つまり自分のモノだと言えるという意味です。

### 3 無効・取消し

「無効」とは、はじめからまったく法的効力を認めないことを意味します。たとえば、殺人契約をしてもそんな契約ははじめから認めません。「取消し」とは、一応有効な行為を取り消すことによって、はじめに遡って（さかのぼって）失わせること（遡及効（そきゅうこう）といいます）を意味します。たとえば、詐欺にあった場合、取り消すとはじめに遡ってその契約がなかったこととなります。無効よりも弱い否定語というイメージです。



### 4 公布・施行

「公布（こうふ）」とは、成立した法の内容を私たちに広く知らせることをいいます。官報（国からのお知らせ）に掲載して行われます。「施行（しこう・せこう）」とは、法の内容を実施することをいいます。法は、公布され（知らされ）、施行される（実施される）ことにより、はじめて効力を持ちます。試験にもよく出題されている用語です。

\*法の効力の発生

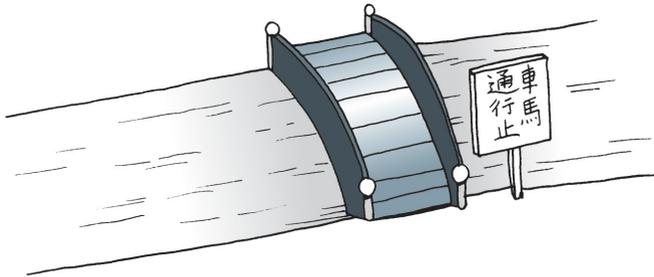
成立→公布→施行（効力発生）

## 5 法の解釈

法に書いてある文章の意味内容を明らかにする作業をいいます。

文理解釈と論理解釈の2つに大きく分かれます。文理解釈は、法に書いてある文章どおりに解釈するものですが、論理解釈は法が作られた目的などを考慮して論理的に解釈するものです。

古典的な例ですが、「車馬通行止」の場合を例に説明します。通行止め場所に、いろいろな動物が来て、その動物が通れるか通れないかによって、解釈の具体的な意味を学びます。



### (1) 文理解釈

馬は通れないと解釈することです。書いてあるとおりですね。

### (2) 論理解釈

以下の5つがあります。

#### ① 拡張解釈

通常の意味よりも広く解釈することです。

「馬」という言葉を拡張的に解釈し、ロバも含め（ロバはウマ科に分類される）、ロバも通れないとします。

② 縮小解釈

通常の意味よりも狭く解釈することです。

「馬」という言葉を縮小的に解釈し、子馬は含めず、子馬は通れるとします。

③ 類推解釈

似ているものについて、同じ結論にする解釈です。

牛は、「馬」ではないが、同じくらいの大きさの動物であり、似ているから通行できないとします。

④ 反対解釈

書いていないことについて、反対の結論にする解釈です。

牛は、「馬」ではないから通行できるとします。

⑤ もちろん解釈

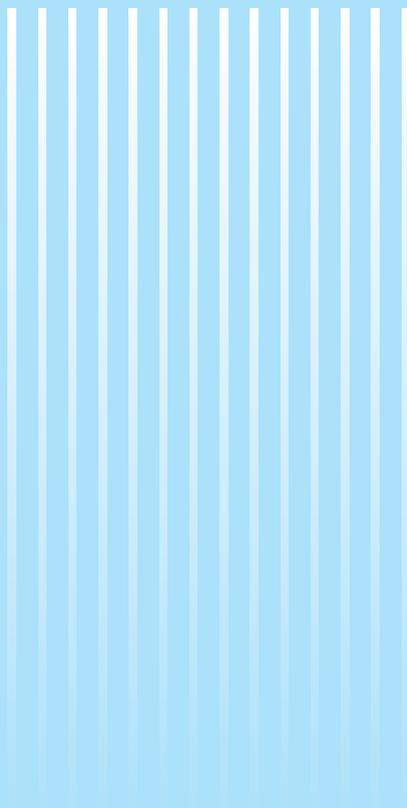
当然だと考えられる場合に同じ結論にする解釈です。

「馬」でさえ通行できないのだから、もっと大きな象は当然通行できないとします。

それでは、以下、最も基本となる（でも簡単で得点源となる）憲法，日常生活についての法律である（難しいが大切な）民法，役所に関する法律である（試験で一番出題数が多い）行政法…の順番に，試験科目を，順次見ていきましょう。

# 第2章

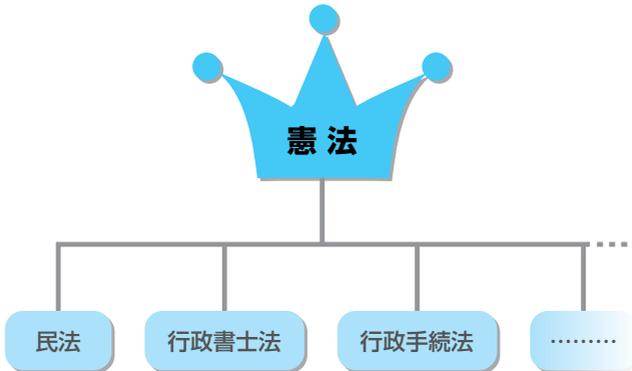
# 憲法



# 1

## 憲法とは何か

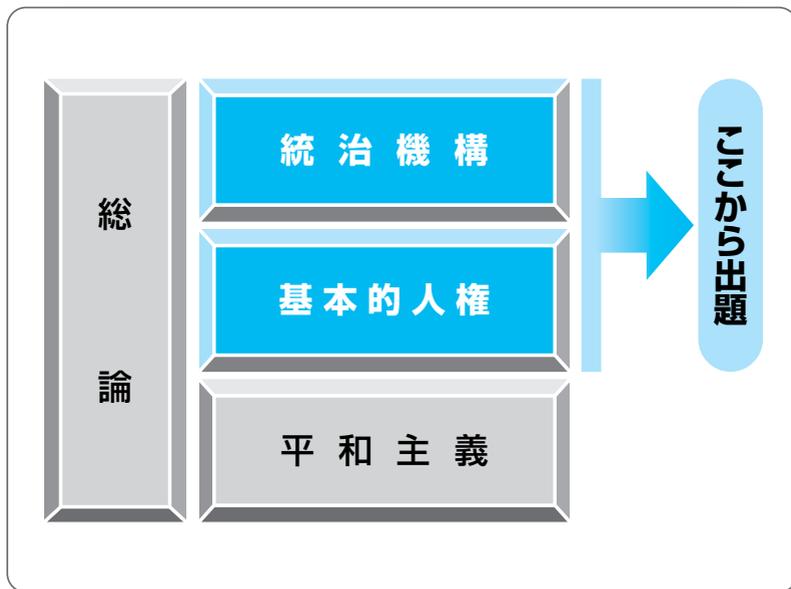
憲法は、法の王様です。ナンバー1の法です。民法などの法律は憲法に逆れません。まずはじめに基本となる憲法を学習しましょう。



日本国憲法の内容は、大きく4つに分けられます。①憲法がどうやってできたかなどを知る総論、②三権分立などの政治のシステムについて書かれた統治機構、③私たちの権利・自由について書かれた基本的人権、④戦争放棄で有名な平和主義です。

このなかで、行政書士試験では②統治機構と③基本的人権の2分野が出題の中心となります。この本では、天皇、国会、内閣、裁判所など社会科の一分野として皆さんになじみがあり、基本的人権よりも簡単な②統治機構から見ていきます。

● 行政書士試験の「憲法」 ●



# 2

## 統治機構

憲法は、国民が政治の主役であるという国民主権の考えを採りつつも、象徴天皇制を採用していますので、まず天皇のテーマから見ていきましょう。

### 1 天皇

天皇は、日本の**象徴**、つまりシンボルです。天皇は、象徴ですので政治権力を持ちません。憲法に書かれた行為（これを**国事行為**という）のみを行います。とくに大切な国事行為の例を挙げます。

任命	内閣総理大臣と最高裁判所長官（天皇が任命するのは行政と司法のトップの2人のみ）
認証	国務大臣の任免（国務大臣の任免自体は内閣総理大臣が行う）
公布	憲法改正、法律、政令、条約（天皇が公布するのは4つのみ）
召集	国会（国会とは常会、臨時会、特別会の3つをいう）

天皇の国事行為では、内閣総理大臣などの権限との違いを覚えましょう。たとえば、国務大臣を任免するのは内閣総理大臣ですが、その任免を認証（証明する行為のこと）するのは天皇の国事行為です。

## ● 演習問題 ●

解ける  
かな

天皇は、国事行為として、内閣総理大臣とその他の国務大臣を任命する。

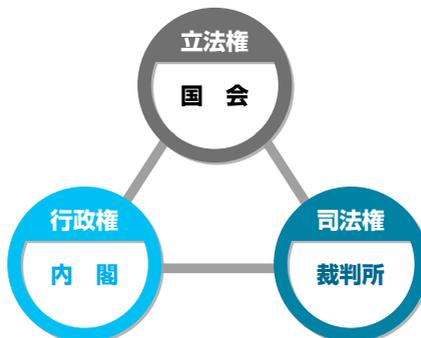
解答 → ×

解説

天皇が任命（役職に就けること）する大臣は、内閣総理大臣のみなので、その他の国務大臣の部分が誤りです。なお、その他、天皇が任命するのは、最高裁判所長官だけです。

## 2 三権分立

日本国憲法は、立法権（法を作ること）を国会に、行政権（法を使って政治を行うこと）を内閣に、司法権（法を使って裁判を行うこと）を裁判所に分立させています。権力が1か所に集中すると、権力が濫用されやすくなります。権力が濫用されると私たち国民の権利自由が害されます。そこで、国民の権利自由を守るために考えられた仕組みが三権分立なのです。



まず、三権のはじめに、国会について見ていきましょう。具体的には、国会議員の人やTVで中継される国会の本会議の様子をイメージするとよいでしょう。国会議員が集まって、会議をしていますね。

## (1) 国会の地位

国会には、①国民の代表機関、②国権の最高機関、③唯一の立法機関という3つの地位があります。

①は、国会は、選挙で私たちが選んだ代表（衆議院議員と参議院議員）の集まりですから、私たちの代表だといえます。

②は、文字通りの国権の最高（内閣や裁判所より偉い）という意味ではなく、国会が国の政治の中心であるというだけの意味です。三権分立ですから、行政権では内閣が、司法権では裁判所がそれぞれ1番です。注意しましょう。

③は、法を作るのは、原則として、国会のみであることを意味します。そして、国会が作る法のことを「法律」といいます。例外として、国会以外のものが法を作る場合があります。たとえば、地方公共団体（都道府県、市町村など）が作る法は条例といえます。

### 国会とは…

国民の代表機関

国権の最高機関

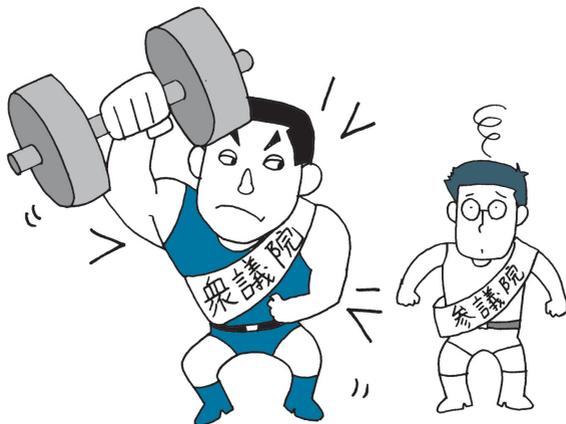
唯一の立法機関

## (2) 国会の組織

国会は、衆議院と参議院の二院からなります。衆議院と参議院では、衆議院の方が優越します。つまり、衆議院の方が強いのです。これは、衆議院議員の任期が4年と短く（参議院議員は6年）、衆議院にのみ解散制度があるので、衆議院の方がより国民を代表していると考えら

れるからです。

なお、同時に両議院の議員になる兼職は禁止されています。



### 衆議院の優越のまとめ

#### 権能の範囲の優越（衆議院にのみ認められる権限）

予算先議権→予算は、さきに衆議院に提出しなければなりません。

衆議院の先議権が認められているのは予算のみです。

他にはありません。

内閣不信任決議権→内閣は、衆議院で不信任決議をされたときは、衆議院を解散しない限り、総辞職をしなければなりません。

#### 議決価値の優越（参議院より衆議院の議決を優先させている場合）

法律案の議決

予算の議決

条約締結の承認

内閣総理大臣の指名

\* 予算・条約締結の承認・内閣総理大臣の指名の3つについて、**両院協議会**（妥協案を成立させるために開かれる会）を開いても、衆議院と参議院の意見が一致しない場合には、衆議院の議決がそのまま国会の議決とされます。たとえば、総理大臣とし

て、衆議院ではAを指名し、参議院ではBを指名したときは、Aが総理大臣になります。結果的に、参議院がなくても同じです。なので、非常に強い優越になっています。

## ● 演習問題 ●

解ける  
かな

衆議院と参議院との関係においては、法律案の議決、予算の議決、条約締結の承認および内閣総理大臣の指名についてのみ、衆議院の優越が認められている。

解答 → ×

解説

その他に、内閣不信任決議権があります（予算については、先議権もあります）。また、両院協議会についても注意してください。

国会議員は、国民の代表として重要な職責を全うするために、①**不逮捕特権**、②**免責特権**という二大特権が認められています。

①不逮捕特権は、国会の会期中は逮捕されないという特権です。ただし、例外として、スーパーで万引きしてつかまったような現行犯として逮捕される場合と、過去に何件か例がありますが、所属する議院が逮捕を許した場合は、逮捕できます。

②免責特権は、議院で行った演説、討論などについて、院外での責任を問われない、つまり責任を免れるという特権です。よって、刑罰を受けず、損害賠償もしなくてもよいことになります。ただし、院内で懲罰（議員除名など）を受けることはあります。

### 不逮捕特権の例外

現行犯逮捕  
議院の許諾

## 免責特権の例外

院内での懲罰

## (3) 国会の活動

国会はいつも開いているわけではなく、**会期**という限られた期間だけ活動します。

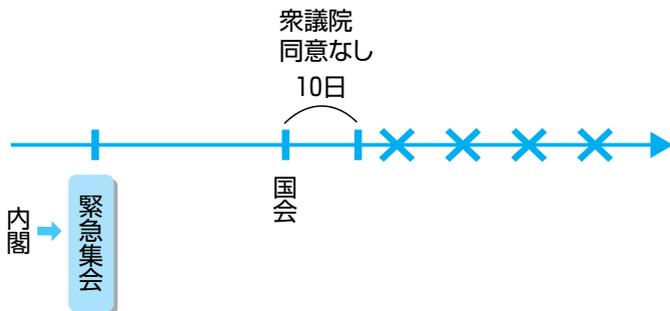
会期には、常会、臨時会、特別会の3つがあります。したがって、国会の種類も3つということになります。

常会	毎年1回（1月に）召集され、原則150日間の国会
臨時会	臨時の必要がある場合に召集される国会
特別会	衆議院の解散総選挙後30日以内に召集される国会

衆議院と参議院は、同時に召集され、衆議院が解散されたときは、参議院も同時に閉会となります（**同時活動の原則**という）。各議院は一人ぼっちでは、活動できません。

ただし、この例外として、**参議院の緊急集会**があります。

衆議院の解散中に国に緊急の必要がある場合には、内閣は、参議院の緊急集会の開催を求めることができます。たとえば、緊急に暫定予算（とりあえずの予算）を組まなければならなくなったようなときです。この緊急集会でとられた措置は臨時のもので、次の国会開会の後10日以内に衆議院が同意してくれない場合には、その効力が失われます。「とりあえず」の措置ですから、参議院だけではだめなんです。



次に、国会の会議は、両議院でそれぞれ総議員の3分の1以上の出席がなければ、開けません。これを**定足数**といいます。衆議院でいうと、総議員480名として、そのうちの最低160名の出席が必要だということです。

そして、**表決数**、つまり議案を決定する表決には、原則として出席議員の過半数の賛成が必要です。たとえば、300人出席した場合には151票ですね。可否同数（この例で賛成150票、反対150票）のときは議長が決めることになっています。

ただし、とくに大切なことを決める場合には「3分の2以上」の賛成が必要となります。

### 表決数のまとめ

#### 原則

出席議員（会議に出席した議員）の過半数

#### 例外

①出席議員の3分の2以上

資格争訟の裁判で議員の議席を失わせる議決

秘密会を開く議決

懲罰によって議員を除名する議決

衆議院による法律案の再可決

②各議院の総議員（出席議員ではなく全議員）の3分の2以上

憲法改正の発議

憲法上、3分の2以上という数字を要求しているのは、計5つだけです。これ以上大きな数字はありません。とくに、憲法改正はとても大切です。ひとつだけ異なるものですから、これだけ今この瞬間に覚えましょう！

#### (4) 国会と議院の権能

国会、つまり衆参両院で行えることには次のようなものがあります。

**弾劾裁判所**とは、悪いことをした裁判官を罷免（クビにすること）するための特別な裁判所です。過去に数名クビにされています。

##### 国会の権能のまとめ

憲法改正の発議（国民に提案する改正案を国会が決定すること）

法律の制定

条約（文書による外国との約束のこと）の承認

内閣総理大臣の指名

弾劾裁判所の設置

財政の監督

これに対し、各議院が単独で行えることには次のようなものがあります。衆参両院で行う国会の権能とは厳密に区別されますので、注意してください。

**国政調査権**とは、証人の出頭、証言や記録の提出を要求して、国政に関する調査をする権限です。テレビの国会中継で、ときどき放送されています。ロッキード事件などが有名です。

## <執筆者紹介>



丸山和秀（TAC行政書士講座講師）

国家Ⅰ種試験法律職に上位合格後，大学・資格試験専門校などの講師を歴任し，現在，TAC講師として，行政書士試験の法令科目，公認会計士試験の企業法を担当している。著書に，「行政書士試験突破法」「行政書士 記述式問題集」「行政書士 講義生中継 民法」「行政書士 講義生中継 商法・会社法」「行政書士 判例集」「みんなが欲しかった！法学の基礎がわかる本」（TAC出版），「面白いほど理解できる 民法」「面白いほど理解できる 商法・会社法」（早稲田経営出版）など多数ある。

行政書士 一発合格シリーズ  
2015年度版 行政書士 はじめてテキスト

発行日 2014年11月9日

初版発行

編著者 TAC株式会社 (行政書士講座)

発行者 斎藤博明

発行所 TAC株式会社 出版事業部 (TAC出版)

〒101-8383 東京都千代田区三崎町3-2-18

西村ビル

電話 (営業) 03-5276-9492

FAX 03-5276-9674

<http://www.tac-school.co.jp/>

<http://bookstore.tac-school.co.jp/>

© TAC 2014

管理コード 05874P-00

〈ご注意〉

本書の全部または一部を、著作権者ならびにTAC株式会社に無断で、複製(コピー)、転載、改ざん、公衆送信(ホームページなどに掲載すること(送信可能化)を含む)することを禁じます。万一上記など著作権法に抵触する行為をすると処罰されますので、取扱いに十分ご注意ください。